

令和5年7月4日

## 安全管理棟に関する記載の見直しについて

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
核燃料サイクル工学研究所 放射線管理部

### 1. 経緯

令和3年10月に実施したプルトニウム燃料第一開発室における原子力規制検査において、核燃料物質使用変更許可申請書（以下「申請書」という。）の記載と現物との不整合が確認された。

これを受け、申請書の記載と現物との不整合を調査した結果、安全管理棟についても現物との不整合が確認されたため、使用変更許可申請を行った。

### 2. 変更申請の内容

今回変更申請した安全管理棟に関するものは以下の1点である。

#### （1）安全管理棟2階管理区域における扉の開閉方向の修正

- 本文図面 図7-1-1「安全管理棟2階管理区域平面図」（図1-1）、図9-3-1「固体廃棄施設の位置（安全管理棟2階）」（図2-1）において、図中に記載されている管理区域内扉（3か所）の開閉方向が現物と異なるため、修正する（図1-2、図2-2）。また、これに合わせて管理区域入口手前の扉（管理区域外）を追記する。

### 3. 現行の許可と現物との不整合が生じた経緯

不整合が生じた経緯について確認したところ、使用変更許可申請（昭和52年7月申請、昭和52年8月許可）において図面が記載された時点で、誤った記載となっており、現物との不整合が生じたことが判明した。この際の図面と現物との不整合の経緯については、40年以上前であり、詳細は不明である。以後、施設の改造等はなかったことから、同様の状態が継続したものと思われる。

### 4. 変更許可申請における対応

図面と現物との不整合を解消するため、記載の適正化の理由で変更許可申請を行った。修正前後の使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の適合においても以下に示す通り、安全性に問題はないことは確認している。

## 5. 変更の妥当性

本変更内容は、竣工後の工事により変更されたものではなく、扉の開閉方向の記載の誤りの修正であり、安全性に影響はない。

以上

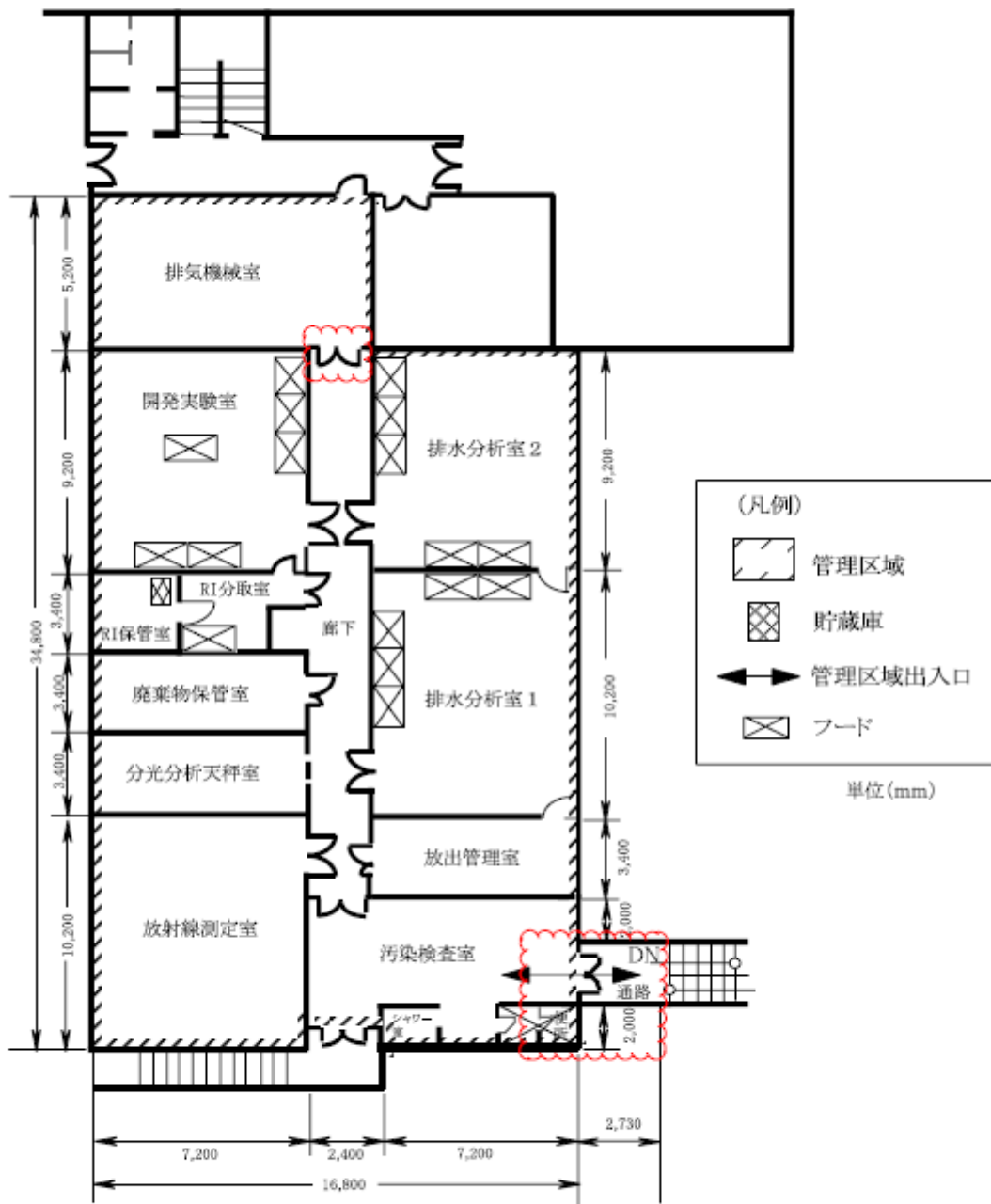


図 7-1-1 安全管理棟2階管理区域平面図

図 1-1 変更許可申請前の図面 (本文図面 図 7-1-1)

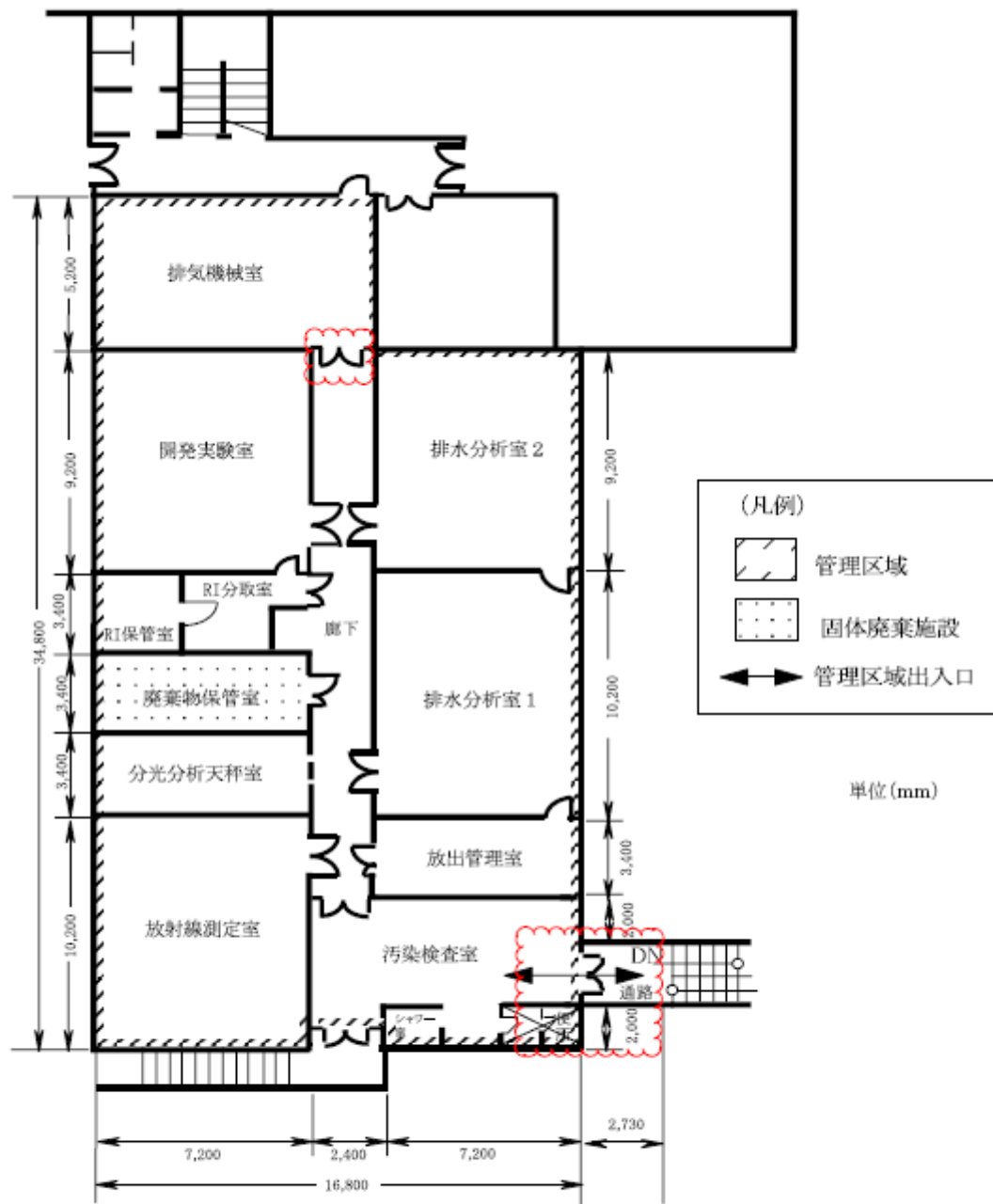


図 9-3-1 固体廃棄施設の位置 (安全管理棟 2 階)

図 1-2 変更許可申請前の図面 (本文図面 図 9-3-1)

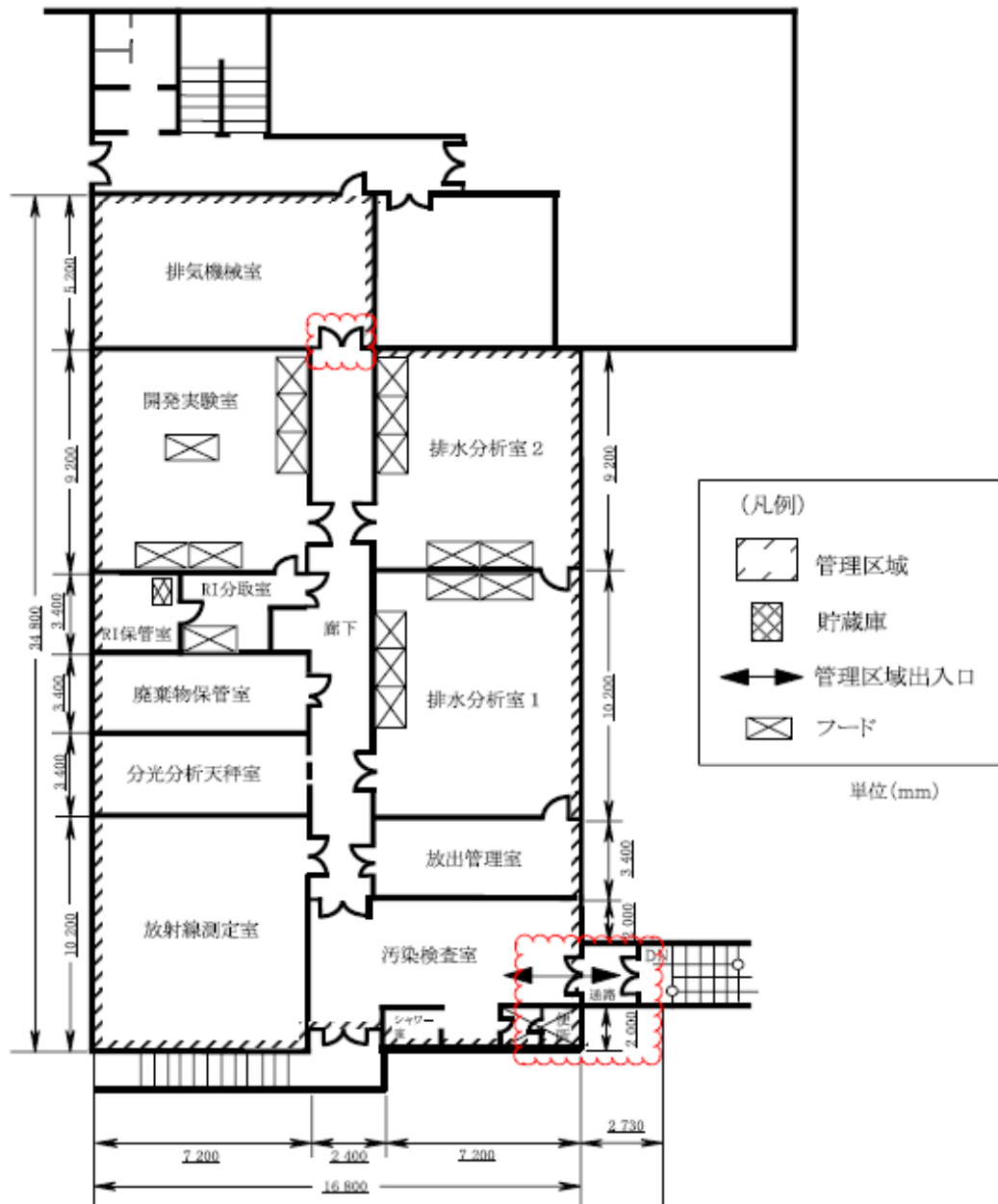


図 7-1-1 安全管理棟2階管理区域平面図

図 2-1 変更後の現物と一致した図面 (本文図面 図 7-1-1)

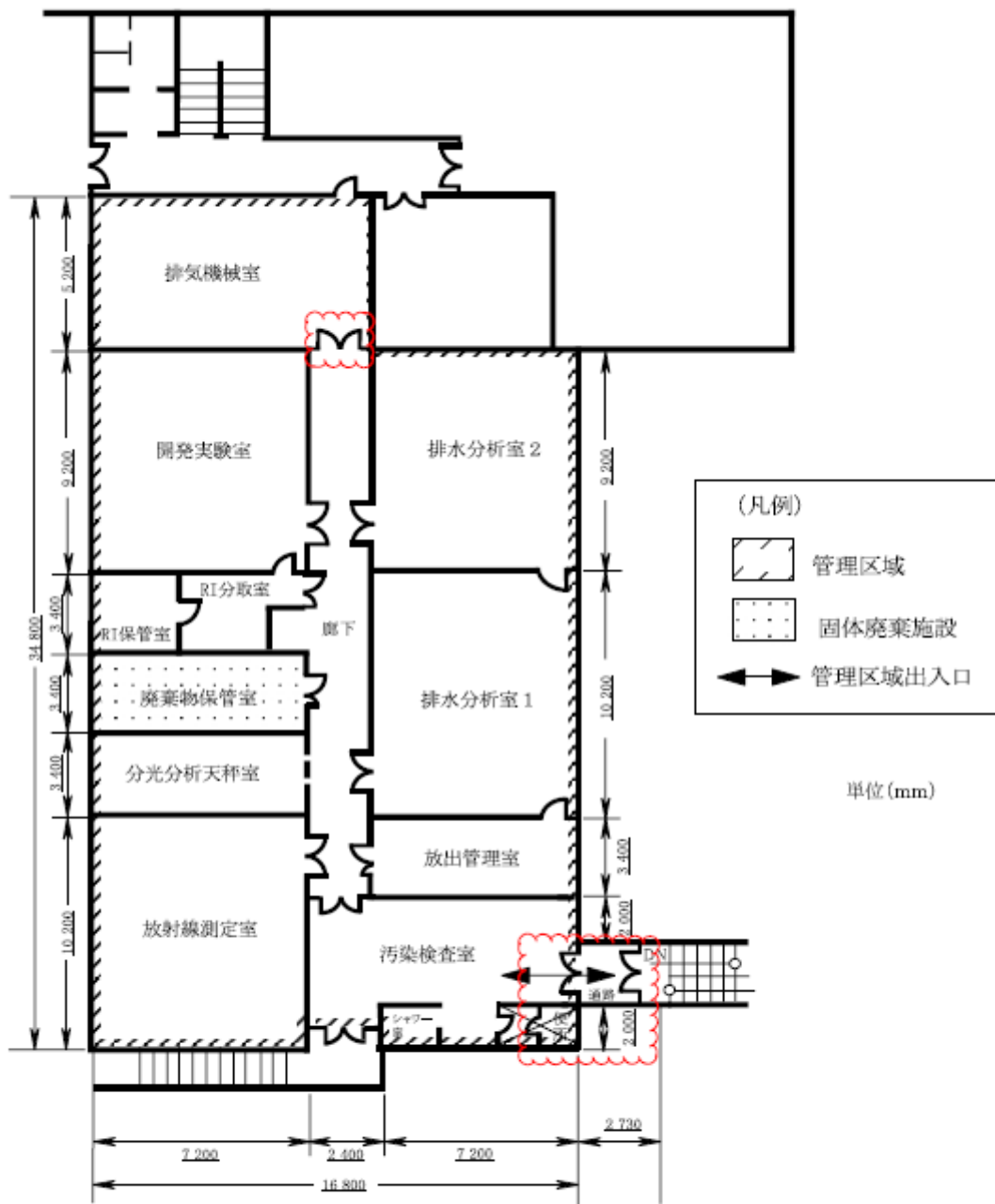


図 9-3-1 固体廃棄施設の位置 (安全管理棟 2階)

図 2-2 変更後の現物と一致した図面 (本文図面 図 9-3-1)

令和 5 年 7 月 4 日

## 計測機器校正室の図面に関する記載の見直しについて

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
核燃料サイクル工学研究所 放射線管理部

### 1. 経緯

令和 3 年 10 月に実施したプルトニウム燃料第一開発室における原子力規制検査において、核燃料物質使用変更許可申請書（以下「申請書」という。）の記載と現物との不整合が確認された。

これを受け、申請書の記載と現物との不整合を調査した結果、計測機器校正室についても現物との不整合が確認されたため、使用変更許可申請を行った。

### 2. 変更申請の内容

今回変更申請したものは以下の 2 点である。

#### (1) 低レベル照射室の扉の開閉方向の修正

- 本文図面 図 7-1「計測機器校正室平面図(1)」において、低レベル照射室の扉の開閉方向を修正する。

#### (2) ピット(A)の図面寸法の修正

- 本文図面 図 7-3「ピット断面図」において、ピット(A)高さの寸法を修正する。

### 3. 現行の許可と現物との不整合が生じた経緯

#### 3.1 低レベル照射室の扉の開閉

不整合が生じた経緯について調査したところ、以下の状況が確認された。

本施設の建設を開始するための使用変更許可申請（昭和 59 年 8 月申請、昭和 59 年 10 月許可）においては、扉の向きが逆の図面（図 1-1）にて許可を取得しており、2 回目の使用変更許可申請（平成 10 年 11 月申請、平成 11 年 4 月許可）において、扉の向きが修正された（図 2-1）。

しかしながら、3 回目の使用変更許可申請（平成 12 年 11 月申請、平成 12 年 12 月許可）において、前回の修正データが適切に継承されず、再び扉の向きが逆の図面（図 1-1）のデータを使用してしまった。そのため、現行の使用許可の図面と現物に不整合が生じた。

#### 3.2 ピット(A)の図面寸法

不整合が生じた経緯について調査したところ、以下の状況が確認された。本施設の建設を

開始するための使用変更許可申請（昭和 59 年 8 月申請、昭和 59 年 10 月許可）においては、正しい寸法の図面（図 2-2）にて許可を取得したが、2 回目の使用変更許可申請（平成 10 年 11 月申請、平成 11 年 4 月許可）において、寸法が誤っている図面（図 1-2）のデータを使用してしまった。そのため、現行の使用許可の図面と現物に不整合が生じた。

#### 4. 変更許可申請における対応

図面と現物との不整合を解消するため、記載の適正化の理由で変更許可申請を行った。修正前後の使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の適合においても以下に示す通り、安全性に問題はないことは確認している。

#### 5. 変更の妥当性

##### 5.1 低レベル照射室の扉の開閉方向の修正

低レベル照射室の扉の開閉方向については、閉じ込めの機能や遮蔽などの使用施設等の基準への適合状況に影響を与えるものではないため、修正前後において使用施設等の安全性は変化しない。

##### 5.2 ピット(A)の図面寸法の修正

ピット(A)の高さについては、閉じ込めの機能や遮蔽などの使用施設等の基準への適合状況に影響を与えるものではないため、修正前後において使用施設等の安全性は変化しない。なお、事業所境界及び管理区域境界の線量評価においては、計算パラメータとして核燃料物質からの水平距離を使用しており、ピット(A)の高さの情報を採用していない。また、人が常時立ち入る場所の線量評価においては、計算パラメータとして核燃料物質の格納位置からピット(A)床面までの高さを使用しており、ピット(A)の高さの情報を採用していない。

以上



凡例) // :管理区域

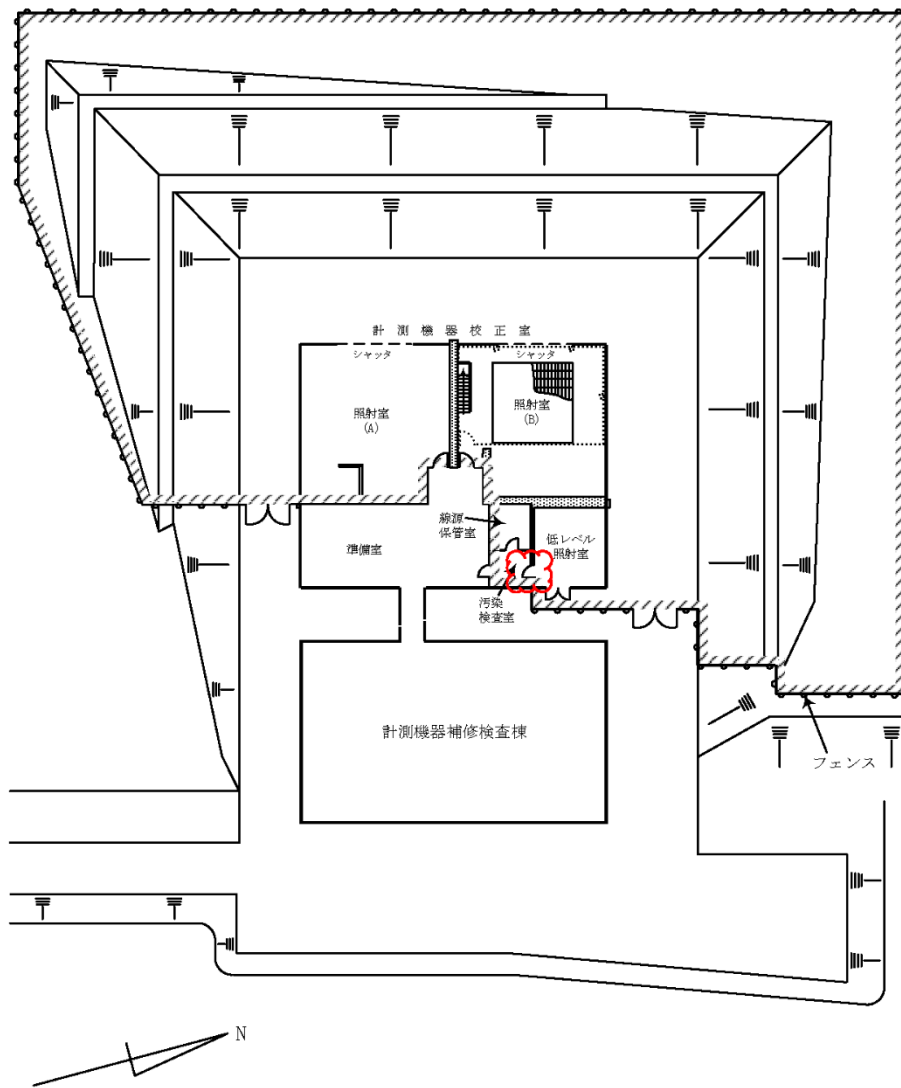
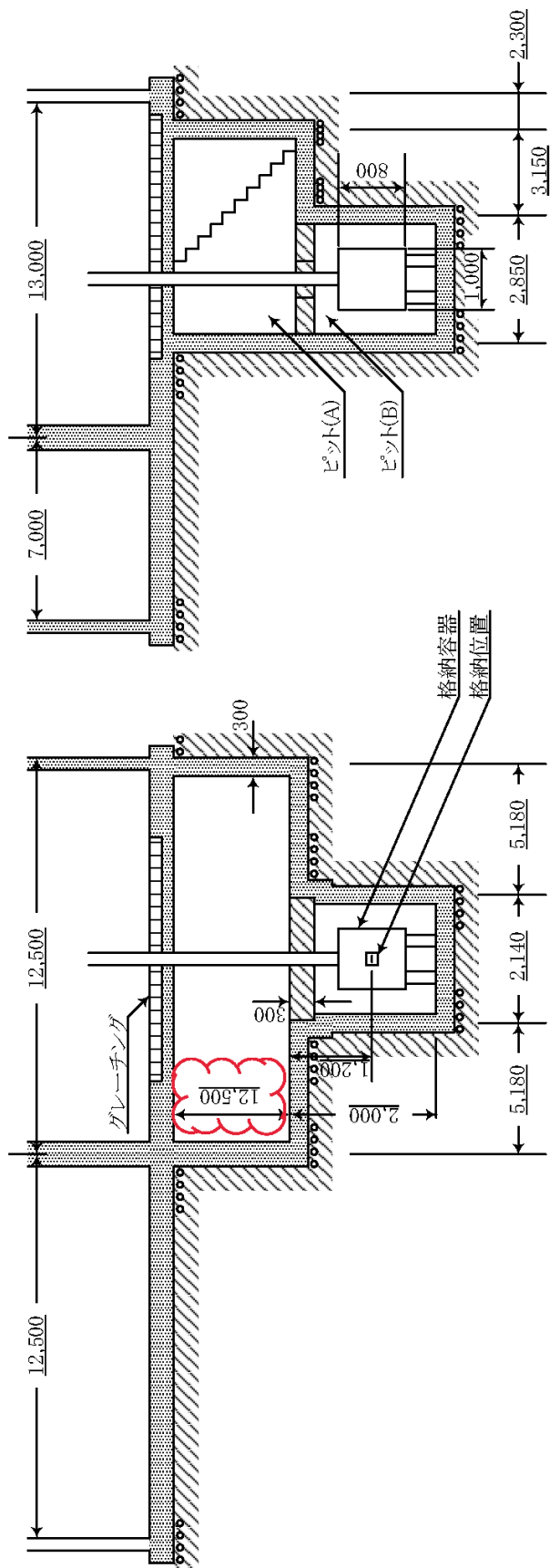


図 7-1 計測機器校正室平面図(1)

図 1-1 変更許可申請前の図面 (本文図面 図 7-1)



単位:mm

図7-3 ピット断面図

図1-2 変更許可申請前の図面（本文図面 図7-3）

凡例) // :管理区域

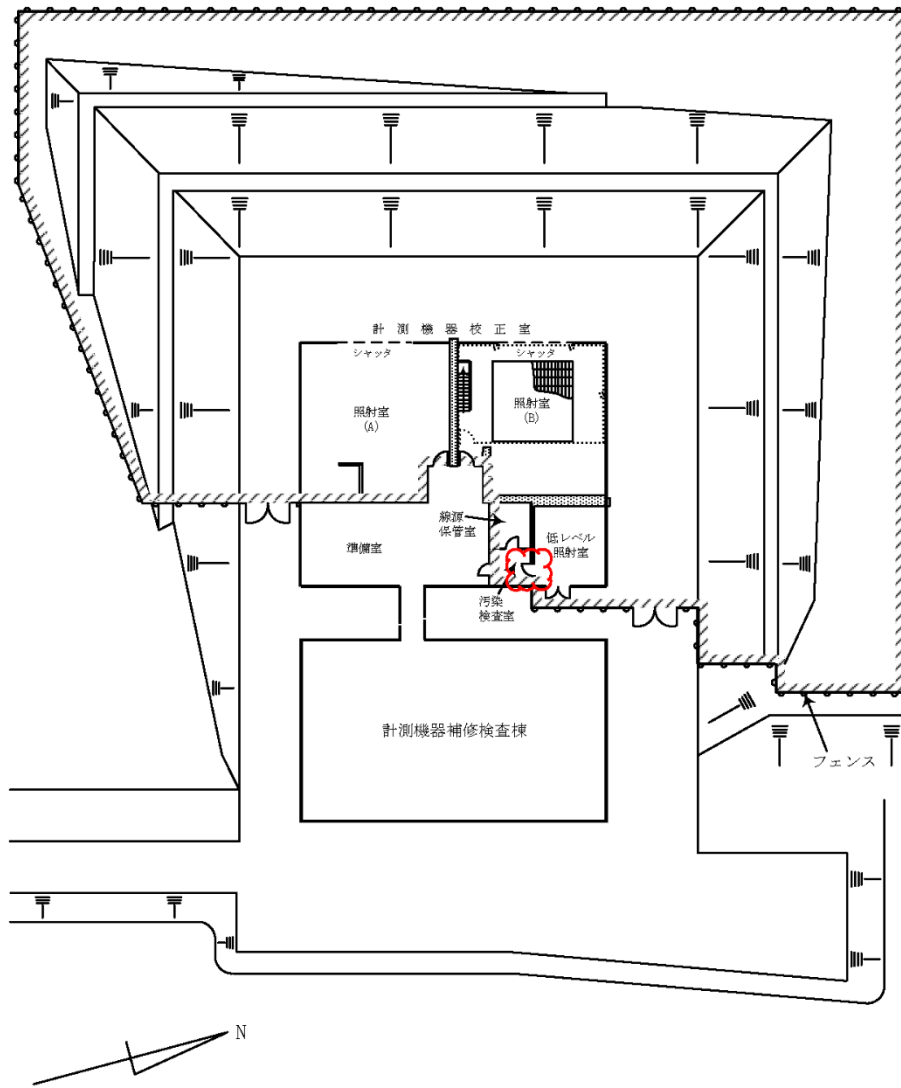
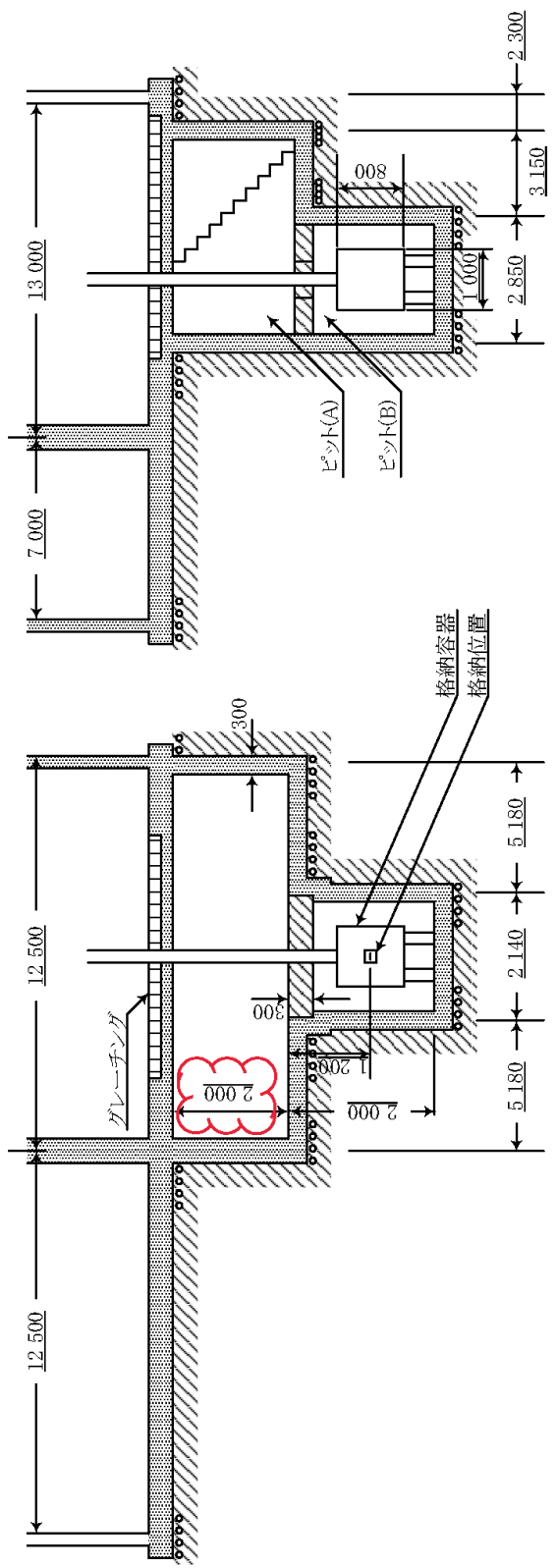


図 7-1 計測機器校正室平面図(1)

図 2-1 変更後の現物と一致した図面 (本文図面 図 7-1)



単位:mm

図7-3 ピット断面図

図 2-2 変更後の現物と一致した図面 (本文図面 図 7-3)